

○邑楽町特別職報酬等審議会条例

昭和39年8月3日

条例第25号

(設置)

第1条 町長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、邑楽町特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 町長は、議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬及び給料の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人をもって組織し、その委員は邑楽町の区域内の公共的団体等の代表者、その他住民のうちから必要のつど町長が任命する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年条例第5号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（邑楽町特別職報酬等審議会条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の邑楽町特別職報酬等審議会条例第2条の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の邑楽町特別職報酬等審議会条例第2条の規定は、なおその効力を有する。

邑楽町特別職報酬等審議会委員名簿

資料②

	審議会	所 属	役 職	氏 名	ふりがな
1	委員	区長会	会 長	阿部 浩明	あべ ひろあき
2	委員	社会福祉協議会	会 長	大竹 喜代子	おおたけ きよこ
3	委員	館林信用金庫邑楽町支店	支店長	大野 仁	おおの ひとし
4	委員	教育委員会	教育長職務代理者	岡田 真幸	おかだ しんこう
5	委員	選挙管理委員会	会 長	栗原 實	くりばらみのる
6	委員	社会教育委員会	議 長	澤口 洋一	さわぐち よういち
7	委員	邑楽館林農業協同組合	常務理事	須永 篤	すなが あつし
8	委員	監査委員		高澤 透	たかざわ とおる
9	委員	邑楽町商工会	会 長	長山 清	ながやま きよし
10	委員	農業委員会	会 長	横山 正行	よこやま まさゆき
11	事務局	邑楽町役場総務課	課 長	石原 光浩	いしはら みつひろ
12	事務局	邑楽町役場総務課	係 長	成塚 弘幸	なりづか ひろゆき
13	事務局	邑楽町役場総務課	主 任	石島 直樹	いしじま なおき
14	事務局	邑楽町役場総務課	主 事	近藤 七星	こんどう ななせ

※委員は氏名五十音順掲載(敬称略)

邑総発第 246 号
令和8年6月25日

邑楽町特別職報酬等審議会会長 様

邑楽町長 橋 本 光 規



議会議員の報酬について（諮問）

邑楽町特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、下記事項についてご審議いただきたく、ここに諮問します。

記

1 諮問事項

- (1) 議会議員の報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料額の改定の必要について
- (2) 改定が必要な場合は、改定後の月額及び改定の実施時期について

2 諮問の趣旨

邑楽町議会議員の報酬の額については、平成9年の増額改定を最後に、現在に至るまで据え置かれている状況であります。そのような状況を踏まえ、議会で、報酬の改定が必要であるかアンケートの実施並びに協議を行行った結果、邑楽町特別職報酬等審議会に意見を求めるとの結論に至ったため、令和8年3月12日に議長より審議会の開催を求める旨の要望書が提出されました。また、町長、副町長及び教育長の給料の額については、平成15年の減額改定以来、一度も改定されておらず見直しを検討する必要があると考えております。

改定の必要性並びに改定後の報酬及び給料の額について、本町を取り巻く社会経済状況等を踏まえ、町民の理解が得られるものとするために、貴審査会へ意見を求めるものであります。

資料④

議会議員の報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料額の改定について

単位：円

改定日	議 長	副議長	委員長	議 員	町 長	副町長	教育長
	224,000	160,000	153,000	148,000	585,000	482,000	443,000
H2. 1. 1	240,000	175,000	168,000	163,000	640,000	515,000	480,000
H4. 1. 1	273,000	196,000	188,000	183,000	695,000	569,000	537,000
H6. 1. 1	294,000	220,000	204,000	199,000	740,000	605,000	557,000
H8. 1. 1	315,000	237,000	219,000	214,000	775,000	633,000	583,000
H10. 1. 1	328,000	250,000	232,000	227,000	798,000	646,000	596,000
	296,000	225,000	209,000	205,000	718,000	581,000	551,000
H15. 4. 1	269,000	205,000	190,000	186,000	718,000	581,000	551,000
H16. 4. 1	328,000	250,000	232,000	227,000	718,000	581,000	551,000

平成元年11月28日審議会

平成3年11月15日審議会

平成5年11月26日審議会

平成7年11月28日審議会

平成9年11月28日審議会

平成15年2月21日審議会

議員はH16. 5. 21に改定

総務省データ 類似団体別職員の状況（令和7年4月1日時点）

資料⑤

V-1 人口2万人以上、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次80%以上かつⅢ次60%未満の団体

群馬県を除く北関東の類似団体

県名	自治体名	議長報酬	副議長報酬	議員報酬	議員定数	町長給料	副町長給料	教育長給料	人口
栃木県	上三川町	365,000	295,000	270,000	14	780,000	620,000	580,000	30,748
栃木県	益子町	350,000	290,000	255,000	14	750,000	610,000	570,000	21,360
栃木県	高根沢町	360,000	290,000	260,000	13	780,000	630,000	580,000	28,770
栃木県	那須町	355,000	275,000	250,000	13	785,000	640,000	620,000	23,697
茨城県	境町	367,000	335,000	318,000	12	939,000	738,000	663,000	24,769
平均		359,400	297,000	270,600	13.2	806,800	647,600	602,600	25,869

円 円 円 円 円 円 円 円 円 人

近隣5町の状況について

県名	自治体名	議長報酬	副議長報酬	委員長報酬	議員報酬	町長給料	副町長給料	教育長給料	人口
群馬県	邑楽町	328,000	250,000	232,000	227,000	718,000	581,000	551,000	25,558
群馬県	大泉町	413,000	343,000	323,000	303,000	810,000	670,000	610,000	41,653
群馬県	千代田町	338,000	263,000	245,000	240,000	790,000	638,000	592,000	10,848
群馬県	明和町	318,000	243,000	225,000	220,000	785,000	636,000	591,000	10,751
群馬県	板倉町	323,000	245,000	227,000	222,000	795,000	643,000	593,000	13,461
平均		344,000	268,800	250,400	242,400	779,600	633,600	587,400	20,454

円 円 円 円 円 円 円 円 円 人

※千代田、明和、板倉町の分類はⅢ-1で人口1万人以上1万5千人未満、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次80%以上かつⅢ次60%未満の団体

■物価変動と人事院勧告の状況

資料⑥

1 物価変動

消費者物価指数に推移

※総務省統計局公表：総合分類全国年平均値

年	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
指数	99.5	100.0	100	99.8	102.3	105.6	108.5	111.9	113.0

※令和2年を100とする。

※消費者物価指数：消費者が購入する商品やサービスの価格変動を数値で表したもの。（物価の動きを把握する指標）

※指数（数値）は、各年の1年間の平均

※令和8年は、1月から4月までの4ヵ月間の平均

2 令和6・7年度人事院勧告（概要）

R6は民間給与との較差（11,183円、2.76%）、R7は、民間給与との較差（15,014円、3.62%）を解消するため俸給表を引上げ改定した。

○初任給の大幅引上げ

大卒 R5:196,200円 → R6:220,000円(+23,800円) → R7:232,000円(+12,000円)

高卒 R5:166,600円 → R6:188,000円(+21,400円) → R7:200,300円(+12,300円)

○全給料表を引上げ改定

若年層に重点を置きつつ、すべての職員を対象に引上げ

※行政職給料表

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
職位	主事補・主事		主任	主査・係長	課長補佐	課長	
平均改定率	8.6%	3.7%	2.8%	2.2%	1.8%	1.5%	R6全体平均3.0%
	5.2%	4.2%	3.4%	2.9%	2.8%	2.8%	R7全体平均3.3%

○賞与の支給月数引上げ

R6：年間4.50月分 → 4.60月分（0.10月分引上げ）

R7：年間4.60月分 → 4.65月分（0.05月分引上げ）